

【件名】旅券に関する大切なお知らせ（オンラインによる申請受付の開始、旅券申請手続きの変更）

●2023年3月27日（月）以降、旅券発給申請手続きの一部がオンライン化されます。

●オンライン在留届（ORR ネット）を提出されていることを前提として、お手持ちのスマートフォンから、ORR ネット登録情報を利用したオンライン申請を行っていただくと、申請のために在外公館に来館する必要がなくなります。

●なお、旅券を受け取るためには、引き続き在外公館へお越しいただく必要があります。

●また、3月27日以降、旅券法令の改正に伴い、以下2のとおり申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

詳細は下記を引き続きご覧ください。

1 オンライン申請の開始

(1) 2023年3月27日から、旅券の発給申請手続きがオンライン化されます。

(2) オンライン申請の場合、

・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請では、申請時に在外公館の窓口へ出向いていただく必要がなくなります（パスポートの受け取りは、これまで通り窓口での対応となります。受け取る際は、その時点でお持ちの有効旅券を必ず窓口にご持参ください）。

・新規申請の場合や、現在お持ちの旅券の記載事項を変更する場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。提出方法は、窓口での提出、または、書留郵便やそれに準ずるものであれば郵送で提出することもできます。

(3) 日本国外居住者の皆様は、3月27日よりオンライン在留届（ORR ネット）及び在留邦人用旅券申請用のスマートフォンアプリを使用することによって、オンラインでの旅券申請が可能となります。

●参考 URL（外務省）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

2 申請手続きの変更

(1) 戸籍謄本について

新しく旅券を申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍抄本ではなく、戸籍謄本をご用意ください。3月27日以降の申請では、戸籍抄本では受付することができかねます。

(2) 査証欄（ビザページ）が残り少なくなった場合

旅券の査証欄を追加する増補制度が廃止されます。旅券の査証欄が残り少なくなりましたら、新しい旅券を申請してください。

(3) 新しい旅券の速やかな受け取りについて

新しい旅券が発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、新しい旅券は失効します。失効後5年以内に次の旅券を申請する際は、手数料の額が通常よりも高くなります（※2023年3月27日以降に申請された旅券が6か月以内に受け取られずに失効した場合に適用されます）。

(4) 申請書の様式変更について

紙の申請書を使い窓口で申請される場合、3月27日から、旅券発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降の申請では、古い様式の申請書ではご申請いただけなくなります。ご自宅で印刷可能な新様式のダウンロード申請書は以下のウェブサイトからご利用いただけます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>